

「けんしん立山倶楽部 ファミリー店利用規約」に係る新旧対照表

令和2年4月1日改正

新	旧	コメント
<p style="text-align: center;">けんしん立山倶楽部 ファミリー店利用規約</p> <p><略></p> <p>第3条（規約の変更） <u>けんしんは、けんしんが運営するウェブサイト（URL：https://www.toyama-kenshin.co.jp 以下「けんしんウェブサイト」といいます。）への掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、本規約等を変更することができます。この場合には、「けんしん立山倶楽部ファミリー店」の利用条件は、変更後の本規約等によります。</u> <u>2 けんしんは、前項の変更後の本規約等を、別途定める場合を除いて、けんしんウェブサイトに掲載するものとし、当該規約は、公表等の際に定める適用開始日より効力を生じるものとします。</u></p> <p><略></p> <p>第8条（ファミリー店登録の抹消） ファミリー店は、いつでも、けんしん所定の方法により、けんしんに対し、ファミリー店登録の抹消を申請することができます。この場合には、けんしんは、すみやかに当該ファミリー店にかかるファミリー店登録を抹消するものとします。 2 けんしんは、ファミリー店が次の各号のいずれかに該当すると判断する場合には、当該ファミリー店の承諾なく、また通知を要することなしに、当該ファミリー店にかかるファミリー店登録を抹消することができるものとします。 (1) ファミリー店とけんしんとの取引が終了した場合 (2) ファミリー店について電話、電子メール等による連絡がとれない場合または届出のあった事業者の住所地に宛てて発送した郵便物が返送された場合 (3) 法令等もしくは本規約等に違反し、またはこれらに基づく義務の全部もしくは一部を履行せず、けんしんが相当の期間を定めてその是正等を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正等がなされない場合 (4) 利用者に対する対応が著しく不適切で、けんしんが相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正がなされない場合 (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始また</p>	<p style="text-align: center;">けんしん立山倶楽部 ファミリー店利用規約</p> <p><略></p> <p>第3条（規約の変更） <u>けんしんは、事前の告知をすることなく、かつ利用者等の承諾なしに、本規約を変更することができます。この場合には、「けんしん立山倶楽部ファミリー店」の利用条件は、変更後の本規約によります。</u> <u>2 けんしんは、前項の変更後の本規約を別途定める場合を除いて、けんしんが運営するウェブサイト（URL：https://www.toyama-kenshin.co.jp 以下「けんしんウェブサイト」といいます。）上の掲載するものとし、当該規約は、それが掲載された時点より、効力を生じるものとします。</u></p> <p><略></p> <p>第8条（ファミリー店登録の抹消） ファミリー店は、いつでも、けんしん所定の方法により、けんしんに対し、ファミリー店登録の抹消を申請することができます。この場合には、けんしんは、すみやかに当該ファミリー店にかかるファミリー店登録を抹消するものとします。 2 けんしんは、ファミリー店が次の各号のいずれかに該当すると判断する場合には、当該ファミリー店の承諾なく、また通知を要することなしに、当該ファミリー店にかかるファミリー店登録を抹消することができるものとします。 (1) ファミリー店とけんしんとの取引が終了した場合 (2) ファミリー店について電話、電子メール等による連絡がとれない場合または届出のあった事業者の住所地に宛てて発送した郵便物が返送された場合 (3) 法令等もしくは本規約等に違反し、またはこれらに基づく義務の全部もしくは一部を履行せず、けんしんが相当の期間を定めてその是正等を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正等がなされない場合 (4) 利用者に対する対応が著しく不適切で、けんしんが相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正がなされない場合 (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始また</p>	<p>定型約款変更の規定（548条の4）に対応 不当条項に該当しないように修正。</p>

<p>はこれらに類する倒産手続の開始の申立があった場合</p> <p>(6) <u>ファミリー店の財産につき差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があった場合または滞納処分を受けた場合</u></p> <p>(7) 支払停止もしくは支払不能となった場合または手形もしくは小切手の不渡りがあった場合</p> <p>(8) 法人であるファミリー店が合併、会社分割、事業の全部譲渡等を行い、法人としての同一性を喪失した場合</p> <p>(9) 自然人であるファミリー店が死亡し、または後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合</p> <p>(10) 第5条第3項、第7号または、第8号に該当する場合</p> <p>(11) ファミリー店として利用者に対して提供し、または提供することが予測される商品もしくは役務または特典の内容が、法令等、本規約等または「けんしん立山倶楽部ファミリー店」の目的に照らして相当でない場合</p> <p>(12) その他ファミリー店としての登録を維持することが著しく不適切であるとけんしんが判断する場合</p> <p>3 前項の規定に基づきけんしんがファミリー店登録の抹消を行った場合であっても、その理由を開示する義務を負いません。またはファミリー店は、登録の抹消について異議申立等を行うことはできません。</p> <p>4 けんしんが第2項の措置をとったことにより、ファミリー店または利用者が取引を行うことができず、これにより損害が発生したとしても、けんしんは、一切責任を負いません。</p> <p>第10条【けんしん立山倶楽部ファミリー店】の終了)</p> <p>けんしんは、<u>けんしん</u>ウェブサイト上に事前に告知を掲載した上で、「けんしん立山倶楽部ファミリー店」を終了することができるものとします。</p> <p>2 けんしんは、「けんしん立山倶楽部ファミリー店」を終了したことにより利用者等に損害が発生した場合であっても一切の責任を負いません。</p> <p><略></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020年4月1日)</u></p>	<p>はこれらに類する倒産手続の開始の申立があった場合</p> <p>(6) <u>ファミリー店の財産につき差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立があった場合または滞納処分を受けた場合</u></p> <p>(7) 支払停止もしくは支払不能となった場合または手形もしくは小切手の不渡りがあった場合</p> <p>(8) 法人であるファミリー店が合併、会社分割、事業の全部譲渡等を行い、法人としての同一性を喪失した場合</p> <p>(9) 自然人であるファミリー店が死亡し、または後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合</p> <p>(10) 第5条第3項、第7号または、第8号に該当する場合</p> <p>(11) ファミリー店として利用者に対して提供し、または提供することが予測される商品もしくは役務または特典の内容が、法令等、本規約等または「けんしん立山倶楽部ファミリー店」の目的に照らして相当でない場合</p> <p>(12) その他ファミリー店としての登録を維持することが著しく不適切であるとけんしんが判断する場合</p> <p>3 前項の規定に基づきけんしんがファミリー店登録の抹消を行った場合であっても、その理由を開示する義務を負いません。またはファミリー店は、登録の抹消について異議申立等を行うことはできません。</p> <p>4 けんしんが第2項の措置をとったことにより、ファミリー店または利用者が取引を行うことができず、これにより損害が発生したとしても、けんしんは、一切責任を負いません。</p> <p>第10条【けんしん立山倶楽部ファミリー店】の終了)</p> <p>けんしんは、ウェブサイト上に事前に告知を掲載した上で、「けんしん立山倶楽部ファミリー店」を終了することができるものとします。</p> <p>2 けんしんは、「けんしん立山倶楽部ファミリー店」を終了したことにより利用者等に損害が発生した場合であっても一切の責任を負いません。</p> <p><略></p> <p style="text-align: right;">附則 <u>本規約は、平成27年12月1日から実施します。</u></p>	<p>不当条項に該当しないように修正。</p>
---	---	-------------------------